

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、航空隊の編制に関する訓令（昭和36年海上自衛隊訓令第48号）の全部を次のように改正する。

昭和40年3月20日

防衛庁長官 小 泉 純 也

航空隊及び教育航空隊の編制に関する訓令

目 次

- 第1章 航空隊（甲）の編制（第1条—第5条の2）
- 第2章 航空隊（乙）の編制（第6条—第13条）
- 第3章 航空隊（丙）の編制（第14条—第22条）
- 第3章の2 航空隊（丁）の編制（第22条の2—第22条の8）
- 第3章の3 航空隊（戊）の編制（第22条の9—第22条の14）
- 第4章 教育航空隊の編制（第23条—第30条）
- 第5章 雑則（第31条・第32条）

附 則

第1章 航空隊（甲）の編制

（編制）

第1条 航空隊（甲）（以下本章において「航空隊」という。）は、航空隊本部及び飛行隊をもつて編成する。ただし、必要があると認めるときは、航空分遣隊を編成に加えることができる。

（司令及び副長）

第2条 航空隊の長は、航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもつて充てる。

3 司令は、航空集団司令官又は航空群司令の指揮監督を受け、航空隊の隊務を統括する。

4 航空隊に副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、航空隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（指揮系統の特例）

第2条の2 地方総監は、防衛大臣が別に定める場合を除き、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動及び防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第18号の規定に基づく警戒監視並びにこれらを円滑かつ効果的に実施するために直接必要な部隊訓練の実施に関し、前条第3項の規定により航空群司令の指揮監督を受ける航空隊（回転翼哨戒機を装備する部隊であつて当該地方総監が属する地方

隊の警備区域に常時所在するものに限る。)の一部(一の飛行隊を限度とする。)を指揮する。

(航空隊本部)

第3条 航空隊本部においては、司令の行う航空隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

(飛行隊)

第4条 飛行隊の長は、飛行隊長とする。

2 飛行隊長は、司令の命を受け、飛行隊の隊務を統括する。ただし、第1号及び第2号に掲げる指揮監督については行わないものとし、第3号に掲げる指揮監督については航空機を搭載する護衛艦の長の命を受け行うものとする。

(1) 飛行隊長及び飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の飛行隊の他の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

(2) 飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合で当該飛行隊の一部に飛行隊長が加えられていないときの当該飛行隊の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

(3) 飛行隊の全部又は飛行隊長及び飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の当該飛行隊の全部又は一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

3 前項第1号の指揮監督については、司令の定めるところによる。

第5条 削除

(航空分遣隊)

第5条の2 航空分遣隊の長は、航空分遣隊長とする。

2 航空分遣隊長は、司令の命を受け、航空分遣隊の隊務を統括する。ただし、第1号及び第2号に掲げる指揮監督については行わないものとし、第3号に掲げる指揮監督については航空機を搭載する護衛艦の長の命を受けて行うものとする。

(1) 航空分遣隊長及び航空分遣隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の航空分遣隊の他の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

(2) 航空分遣隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合で当該航空分遣隊の一部に航空分遣隊長が加えられていないときの当該航空分遣隊の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

(3) 航空分遣隊の全部又は航空分遣隊長及び航空分遣隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の当該航空分遣隊の全部又は一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

3 前項第1号の指揮監督については、司令の定めるところによる。

4 航空群司令は、災害派遣及びこれを円滑かつ効果的に実施するために直接必要な部隊訓練の実施に関し、航空群司令部と同一の基地に常時所在する指揮系統外の航空分遣隊を指揮する。

第2章 航空隊（乙）の編制

（編制）

第6条 航空隊（乙）（以下本章において「航空隊」という。）は、航空隊本部、飛行隊、整備補給隊及び航空基地隊をもつて編成する。

（司令及び副長）

第7条 航空隊の長は、航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもつて充てる。

3 司令は、航空群司令の指揮監督を受け、航空隊の隊務を統括する。

4 航空隊に副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（指揮系統の特例）

第7条の2 地方総監は、防衛大臣が別に定める場合を除き、自衛隊法第6章に規定する自衛隊の行動及び防衛省設置法第4条第18号の規定に基づく警戒監視並びにこれらを円滑かつ効果的に実施するために直接必要な部隊訓練の実施に関し、前条第3項の規定により航空群司令の指揮監督を受ける航空隊（回転翼哨戒機を装備する部隊であつて当該地方総監が属する地方隊の警備区域に常時所在するものに限る。）の一部（一の飛行隊を限度とする。）を指揮する。

（航空隊本部）

第8条 航空隊本部に、次の2室を置く。

総務室

幕僚室

（総務室）

第9条 総務室の長は、総務室長とする。

2 総務室長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 庶務、文書及び人事に関すること。

(3) 他の所掌に属しない事項に関すること。

（幕僚室）

第10条 幕僚室の長は、幕僚室長とする。

2 幕僚室長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

(1) 航空隊の運用及び隊内の事務の連絡調整に関すること。

(2) 警備上必要な情報の収集及び調整並びに秘密保全に関すること。

(3) 飛行安全及び地上安全並びに事故調査に関すること。

（飛行隊）

第11条 飛行隊の長は、飛行隊長とする。

2 飛行隊長は、司令の命を受け、飛行隊の隊務を統括する。ただし、第1号及び第2号に掲げる指揮監督については行わないものとし、第3号に掲げる指揮監督については航空機を搭載する護衛艦の長の命を受け行うものとする。

(1) 飛行隊長及び飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の飛行隊の他の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

(2) 飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合で当該飛行隊の一部に飛行隊長が加えられていないときの当該飛行隊の一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

(3) 飛行隊の全部又は飛行隊長及び飛行隊の一部が航空機を搭載する護衛艦に乗艦している場合の当該飛行隊の全部又は一部の運用及び教育訓練に係る指揮監督

3 前項第1号の指揮監督については、司令の定めるところによる。

(整備補給隊)

第12条 整備補給隊の長は、整備補給隊長とする。

2 整備補給隊長は、司令の命を受け、航空機及び搭載装備品（以下「航空機等」という。）の整備及び物品（糧食及び衛生資材を除く。）の補給を行う。

(航空基地隊)

第13条 航空基地隊の長は、航空基地隊長とする。

2 航空基地隊長は、司令の命を受け、基地業務を行う。

第3章 航空隊（丙）の編制

(任務)

第14条 航空隊（丙）（以下本章において「航空隊」という。）は、次の各号に掲げる業務を行い、もって航空機の運用の改善又は開発並びに航空機等及び航空基地用機器の性能及び用法の改善又は開発に資するとともに、海上自衛隊の部隊の術力を向上させることを任務とする。

(1) 海上自衛隊の使用する航空機の運用に関する調査研究

(2) 航空機等及び航空機の運航に必要な航空基地用機器の性能及び用法に関する試験（以下本章において「試験」という。）

(3) 航空部隊に対する訓練の指導及び航空機の発着艦が可能な自衛艦に対する艦上における航空機の運用に関する訓練の指導（以下本章において「訓練指導」という。）

(4) 海上幕僚長の定める海上自衛官に対し海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）第32条及び第37条の課程（第37条の課程にあつては、幹部自衛官（一般幹部候補生課程を修了した一般幹部候補生を含む。）に対するものに限る。）に係る教育（第19条の2において「専攻等の課程教育」という。）

(編制)

第15条 航空隊は、航空隊本部、企画審査隊、調査研究隊、訓練指導隊、計測隊、飛行隊及び整備隊をもつて編成する。

(司令及び副長)

第16条 航空隊の長は、航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもつて充てる。

3 司令は、航空集団司令官の指揮監督を受け、航空隊の隊務を統括する。

4 航空隊に、副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、航空隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

(航空隊本部)

第17条 航空隊本部においては、司令の行う航空隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

(企画審査隊)

第18条 企画審査隊の長は、企画審査隊長とする。

2 企画審査隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

(1) 試験の計画の作成及びその実施の調整に関すること。

(2) 試験の成果の検討及び評価に関すること。

(3) 試験に関する統計の作成及び資料の収集に関すること。

(4) 試験に関する部外との連絡調整に関すること。

(調査研究隊)

第19条 調査研究隊の長は、調査研究隊長とする。

2 調査研究隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

(1) 航空隊の運用に関する調査研究に関すること。

(2) 航空機等及び航空基地用機器の性能及び用法に関する調査研究に関すること。

(訓練指導隊)

第19条の2 訓練指導隊の長は、訓練指導隊長とする。

2 訓練指導隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

(1) 航空隊の運用に関する訓練指導に関すること。

(2) 航空機等の用法に関する訓練指導に関すること。

(3) 航空安全に関する調査研究及び訓練指導に関すること。

(4) 航空事故の調査研究に関すること。

(5) 専攻等の課程教育に関すること。

(計測隊)

第20条 計測隊の長は、計測隊長とする。

2 計測隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

(1) 試験に必要な計測及び解析の実施に関すること。

(2) 計測及び解析に関する資料の整理及び保管に関すること。

(3) 計測器材の整備及び保管に関すること。

(飛行隊)

第21条 飛行隊の長は、飛行隊長とする。

2 飛行隊長は、司令の命を受け、飛行隊の隊務を統括する。

(整備隊)

第22条 整備隊の長は、整備隊長とする。

2 整備隊長は、司令の命を受け、航空機の整備を行う。

第3章の2 航空隊（丁）の編制

(任務)

第22条の2 航空隊（丁）（以下本章において「航空隊」という。）は、船舶等に係る電子情報資料の収集及び処理（電子情報支援隊の所掌する処理に関する業務を除く。）並びに画像情報資料の収集及び処理を行うことを任務とする。

(編制)

第22条の3 航空隊は、航空隊本部、解析隊及び飛行隊をもって編成する。

(司令及び副長)

第22条の4 航空隊の長は、航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもって充てる。

3 司令は、航空群司令の指揮監督を受け、航空隊の隊務を統括する。

4 航空隊に副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、航空隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

(航空隊本部)

第22条の5 航空隊本部においては、司令の行う航空隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

(解析隊)

第22条の6 解析隊の長は、解析隊長とする。

2 解析隊長は、司令の命を受け、次の業務を行う。

(1) 電子情報資料及び画像情報資料の処理に関すること。

(2) 電子情報支援隊への電子情報資料及び電子訓練資料の送付に関すること。

(3) 処理に必要な器材の維持管理に関すること。

(飛行隊)

第22条の7 飛行隊の長は、飛行隊長とする。

2 飛行隊長は、司令の命を受け、飛行隊の隊務を統括する。

第22条の8 削除

第3章の3 航空隊（戊）の編制

（任務）

第22条の9 航空隊（戊）（以下本章において「航空隊」という。）は、艦艇が行う航空標的を使用する訓練及び電子戦に係る訓練の支援を行うことを任務とする。

（編制）

第22条の10 航空隊は、航空隊本部及び飛行隊をもつて編成する。

（司令及び副長）

第22条の11 航空隊の長は、航空隊司令（以下本章において「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもつて充てる。

3 司令は、航空群司令の指揮監督を受け、航空隊の隊務を統括する。

4 航空隊に副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、航空隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（航空隊本部）

第22条の12 航空隊本部においては、司令の行う航空隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

（飛行隊）

第22条の13 飛行隊の長は、飛行隊長とする。

2 飛行隊長は、司令の命を受け、飛行隊の隊務を統括する。

第22条の14 削除

第4章 教育航空隊の編制

（任務）

第23条 教育航空隊は、海上幕僚長の定める海上自衛官等（以下本章において「航空学生」という。）に対し航空機の操縦等に必要な知識及び技能を修得させるための教育を行うことを任務とする。

（編制）

第24条 教育航空隊のうち実用機を用いて行う操縦教育を任務とする教育航空隊は、教育航空隊本部、教育飛行隊及び学生隊をもつて、練習機を用いて行う操縦教育を任務とする教育航空隊は、教育航空隊本部、教育飛行隊、列線整備隊及び学生隊をもつて、地上教育を任務とする教育航空隊は、教育航空隊本部、教育隊及び学生隊をもつて編成する。

（司令及び副長）

第25条 教育航空隊の長は、教育航空隊司令（以下本章において「司令」という。）と

する。

2 司令は、1等海佐又は2等海佐をもつて充てる。

3 司令は、教育航空集団司令官又は教育航空群司令の指揮監督を受け、教育航空隊の隊務を統括する。

4 教育航空隊に副長1人を置く。

5 副長は、司令を助け、教育航空隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

(教育航空隊本部)

第26条 教育航空隊本部においては、司令の行う教育航空隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

(教育飛行隊)

第27条 教育飛行隊の長は、教育飛行隊長とする。

2 教育飛行隊長は、司令の命を受け、航空学生の操縦等に関する教育訓練を行う。(列線整備隊)

第28条 列線整備隊の長は、列線整備隊長とする。

2 列線整備隊長は、司令の命を受け、航空機等に関する飛行前後の点検及び整備を行う。

(学生隊)

第29条 学生隊の長は、学生隊長とする。

2 学生隊長は、司令の命を受け、航空学生の身上、規律及び服務に関する業務を行う。

(教育隊)

第30条 教育隊の長は、教育隊長とする。

2 教育隊長は、司令の命を受け、航空学生に対する航空機の操縦に必要な基礎教育を行う。

第5章 雑 則

(分隊)

第31条 航空隊(甲)司令は航空隊(甲)の、航空隊(乙)司令は航空隊(乙)の、航空隊(丙)司令は航空隊(丙)の、航空隊(丁)司令は航空隊(丁)の、航空隊(戊)司令は航空隊(戊)の、教育航空隊司令は教育航空隊のそれぞれの隊員をもつて、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成することができる。

(委任規定)

第32条 この訓令に定めるもののほか、航空隊(甲)、航空隊(乙)、航空隊(丙)、航空隊(丁)、航空隊(戊)及び教育航空隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則 (昭和41年9月29日海上自衛隊訓令第3号基地分遣隊の編制に関する訓

令等の一部を改正する訓令第8条)

この訓令は、昭和41年10月1日から施行する。

附 則 (昭和42年7月26日防衛庁訓令第14号自衛隊法の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令第1条)

この訓令は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則 (昭和42年9月30日海上自衛隊訓令第6号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第9条)

この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則 (昭和43年6月25日海上自衛隊訓令第12号航空派遣隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条)

この訓令は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則 (昭和44年7月28日海上自衛隊訓令第12号)

この訓令は、昭和44年7月29日から施行する。

附 則 (昭和46年6月23日海上自衛隊訓令第22号)

この訓令は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則 (昭和46年12月17日海上自衛隊訓令第29号)

この訓令は、昭和46年12月20日から施行する。

附 則 (昭和47年12月20日海上自衛隊訓令第40号)

この訓令は、昭和47年12月21日から施行する。

附 則 (昭和48年2月19日海上自衛隊訓令第5号)

この訓令は、昭和48年2月22日から施行する。

附 則 (昭和50年4月2日海上自衛隊訓令第10号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条) (抄)

この訓令は、昭和50年4月3日から施行する。

附 則 (昭和56年3月24日海上自衛隊訓令第14号)

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則 (昭和56年7月10日海上自衛隊訓令第34号)

この訓令は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則 (昭和58年3月28日海上自衛隊訓令第10号)

1 この訓令は、昭和58年3月30日から施行する。

2 航空分遣隊の編制に関する訓令 (昭和43年海上自衛隊訓令第13号) は廃止する。

附 則 (昭和62年11月27日海上自衛隊訓令第48号)

この訓令は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則 (昭和63年4月8日海上自衛隊訓令第19号)

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日防衛庁訓令第1号防衛庁設置法等の一部を改正する法

律等の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第55条)

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成10年12月2日防衛庁訓令第46号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整備等に関する訓令第25条）

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則（平成13年3月2日海上自衛隊訓令第5号）

この訓令中、第1条の規定は平成13年3月5日から、第2条の規定は同月24日から施行する。

附 則（平成13年12月27日海上自衛隊訓令第45号）

この訓令は、平成14年3月15日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第74条）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年12月21日海上自衛隊訓令第30号海上自衛隊の教育訓練に関する訓令の一部を改正する訓令附則第2項）（抄）

1 この訓令は、平成21年12月21日から施行する。

附 則（平成23年3月28日防衛省訓令第8号統合幕僚学校の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第6条）

この訓令は、平成23年3月28日から施行する。

附 則（平成27年8月11日海上自衛隊訓令第15号）

この訓令は、平成27年8月31日から施行する。

附 則（平成30年2月28日防衛省訓令第5号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第6条）

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 第3条、第5条から第7条まで及び第10条の規定 平成30年3月23日

附 則（平成30年3月28日防衛省訓令第17号航空救難に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）

この訓令は、平成30年4月2日から施行する。